

食料・農業・農村基本法の改正法が成立しました

食料・農業・農村基本法は、「農政の憲法」と呼ばれ、農政の基本理念や政策の方向性を示すものです。(1)食料の安定供給の確保、(2)農業の有する多面的機能の発揮、(3)農業の持続的な発展と(4)その基盤としての農村の振興、を理念として掲げ、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的としています。

制定からおよそ四半世紀が経過し、昨今では、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外の市場の拡大等、我が国の農業を取り巻く情勢が制定時には想定されなかったレベルで変化しています。このため基本法の検証・見直しが進められ、改正法が令和6年5月29日に成立、6月5日に公布・施行されました。

改正内容については農林水産省HPIに掲載されていますので、ぜひチェックしてみてください。

👉<https://www.maff.go.jp/j/basiclaw/index.html>



稲沢緑風館高校へ出前授業を行いました

令和6年5月27日(月)に稲沢緑風館高校において、宮田用水土地改良区と合同で、農業土木科の2年生27名に出前授業を行いました。

当日は、はじめに当事業所職員から、農林水産省の業務や現在携わっている工事に関すること、そしてその中で感じるやりがい等について説明しました。その後、宮田用水土地改良区から農業用水や改良区の役割等について説明しました。

生徒さんは熱心に授業に耳を傾け、特に職員の給与について積極的な質問がありました。授業後に行ったアンケートでは、農林水産省の仕事に興味を持ったとの回答が多数ありました。今回の出前授業をきっかけに、将来の選択肢の1つとして考えていただけることを期待しています。



新濃尾事業所の授業風景



宮田用水土地改良区の授業風景



稲沢緑風館高校

編集・発行 リフレッシュ濃尾用水・編集事務局

紙面の内容に限らず、農業農村整備事業に興味のある方は、お気軽にお問い合わせ下さい。

農林水産省 東海農政局 新濃尾農地防災事業所(しんのうびのうちぼうさいじぎょうしょ)
(〒491-0903 愛知県一宮市八幡5-1-14 TEL 0586-47-7720)

新濃尾事業所PR動画を公開しています。

☆第4弾☆
都市的地域における
農業用水路の改修工事

<https://www.youtube.com/watch?v=h9nua5WXIPU>

東海農政局職員のお仕事紹介動画を公開しています。

☆第5弾☆
入省1年目!
1日の仕事~防災課編~

<https://www.youtube.com/watch?v=xI8ZAXyfI3U&t=156s>



【Webサイトアドレス】

☆新濃尾農地防災事業所:
<https://www.maff.go.jp/tokai/noson/shinnobi/>
☆農林水産省:<https://www.maff.go.jp/>
☆東海農政局:<https://www.maff.go.jp/tokai/>

新濃尾農地防災事業の紹介動画はこちら。
【濃尾平野の農業を守る

~濃尾平野 水と戦い水を活かす~

<https://www.youtube.com/watch?v=Zel3FWB9nLo>



リフレッシュ濃尾用水

農林水産省東海農政局
新濃尾農地防災事業所
2024年6月第101号

Topics!

- ★新濃尾地区の第2回変更事業計画が確定しました
- ★第26回正木町「健幸あじさい祭&ウォーク」に参加しました
- ★令和5年度の新木津用水路改修工事の振り返り
- ★令和6年度の新木津用水路改修工事の予定
- ★食料・農業・農村基本法の改正法が成立しました
- ★稲沢緑風館高校へ出前授業を行いました

新濃尾地区の第2回変更事業計画が確定しました

本地区では、近年の社会情勢の変化に伴い生じた受益面積の減少等により第2回の計画変更手続きを行っておりましたが、皆様のご理解・ご協力により令和6年4月18日付けで計画確定いたしました。

	現計画	変更計画	増△減
①受益面積	10,139ha	9,307ha	△832ha
〔うち 用水改良 排水改良〕	〔9,353ha 1,073ha (287ha)〕	〔8,550ha 1,028ha (271ha)〕	〔△803ha △ 45ha (△16ha)〕
②主要工事計画	(変更なしのため省略)	(変更なしのため省略)	
③事業費	770億円 (平成23年単価)	870億円 (令和3年単価)	100億円 物価変動等による増 70億円 工法変更による増 30億円
④事業期間	平成10~令和4年度	平成10~令和9年度	5か年延伸

※受益面積の()は用水改良と重複で内数。

第26回正木町「健幸あじさい祭&ウォーク」に参加しました

令和6年6月9日(日)に羽島市の正木コミュニティセンターにおいて、第26回正木町「健幸あじさい祭&ウォーク」が開催され、当事業所職員も参加しました。

当日はあじさい祭らしい小雨が降る中、多くの方がパイプライン化された羽島用水路上部の「あじさい街道」と呼ばれる散策道のきれいな「あじさい」を見ながらウォーキングを楽しみました。

会場では羽島用水土地改良区と共同でブースを出展し、参加された方々にパンフレットを配布するなど、農業農村整備事業等のPRをしました。



PRの様子



ウォーキング風景

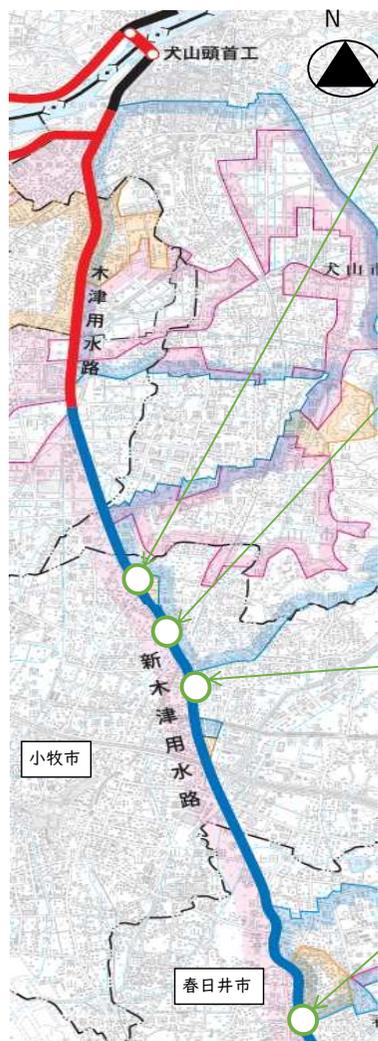


あじさい

令和5年度の新木津用水路改修工事の振り返り

新木津用水路(総延長10.6km)の改修工事は、農業用水の通水を行わない10月~翌3月にかけて進めており、令和5年度は0.3kmの改修を進め、これまでに8.0kmの改修を終えています。

工事を完了した区間では、水路の断面は大きくなり、農業用水・排水の安定的な通水に寄与しています。



小牧久保一色工区 <施工延長:72m>



小牧岩崎工区 <施工延長:111m>



小牧東田中工区 <施工延長:87m>



春日井高山工区 <施工延長:35m>



令和6年度の新木津用水路改修工事の予定

新木津用水路(総延長10.6km)の改修工事は令和6年度において0.7km(小牧市:0.5km 春日井市:0.2km)を予定しています。

工事期間中は何かとご不便をおかけしますが、地域の農業や安全を守る重要な施設の工事ですので、事業効果の早期発現のためにご理解とご協力をお願いします。

小牧久保一色工区 <施工延長:144m>



改修予定箇所 (岩崎新橋下流)

小牧東田中工区 <施工延長:265m>



改修予定箇所 (新金井戸橋下流)

春日井兵田岩野工区 <施工延長:37m>



改修予定箇所 (辻山橋下流)



小牧岩崎工区 <施工延長:57m>



改修予定箇所 (筋違橋上流)

春日井上田楽工区 <施工延長:61m>



改修予定箇所 (北条橋下流)

春日井高山工区 <施工延長:94m>



改修予定箇所 (田酉橋上流)